

## ルーマニア

### 実用新案法

2007年12月12日ルーマニア官報第851号第I部に公布の2007年12月3日法律第350号  
目次

#### 第I章 総則

第1条

第2条

第3条

第4条

第5条

第6条

第7条

第8条

第9条

#### 第II章 登録手続、公告及び証書の付与

第10条

第11条

第12条

第13条

第14条

第15条

第16条

第17条

第18条

第19条

第20条

第21条

#### 第III章 権利の防御

第22条

第23条

第24条

#### 第IV章 実用新案による保護を求める国際出願

第25条

第26条

第27条

第Ⅴ章 経過規定及び最終規定

第28条

第29条

第30条

第31条

付表2 実用新案出願及び登録証に関する手数料の金額及び納付期限

## 第 I 章 総則

### 第 1 条

(1) 実用新案は本法に基づき、技術的発明を保護するものとするが、ただし、その発明が新規性を有しており、単なる専門技術の枠組みを超えており、かつ、産業上利用可能であることを条件とする。

(2) 次のものは特に、(1)に基づく発明であるとはみなさない。

(a) 発見、科学理論及び数学的方法

(b) 審美的創作物

(c) 精神的行為の遂行、遊戯、事業活動に関する計画、規則及び方法、並びにコンピュータ・プログラム

(d) 情報の提示

(3) (2)の規定は、前記の活動又は主題についての保護を、実用新案出願又は実用新案が当該活動又は主題それ自体に係る場合に限り、排除するものとする。

(4) 次のものは、実用新案としての保護を受けることができない。

(a) 発明であって、その商業的利用が公の秩序又は善良の風俗に反するもの。それには、人間、動物若しくは植物の健康若しくは生命にとって有害である発明、又は環境を深刻に害する虞のある発明を含める。ただし、前記の除外は、発明の利用が法的規定によって禁止されているという事実のみには準拠しないものとする。

(b) 植物品種及び動物品種

(c) 生物学的材料を主題とする発明

(d) 化学的又は医薬的物質によって構成される生産物を主題とする発明

(e) 方法又は手法を主題とする発明

### 第 2 条

実用新案についての権利は、発明者又はその権原承継人に属するものとする。

### 第 3 条

(1) 発明は、それが技術水準の一部でない場合は、新規性を有するものとみなす。

(2) 技術水準は、実用新案出願の出願日前に、口頭又は書面による説明の手段により、使用により、又は他のすべての方法により、公衆の利用に供されていたすべての知識を含んでいるものとする。

(3) 技術水準はまた、国家発明商標庁(以下「OSIM」という)に提出された実用新案及び特許の出願の内容、並びに出願されている、ルーマニアに対して効力を有する出願の内容も、それらの出願が(2)にいう日より先の出願日を有しており、かつ、当該日以後に正規に公開されることを条件として、含んでいるものとする。

(4) (2)及び(3)の規定を適用する場合は、発明の開示が実用新案出願の出願日前 6 月以内に生じており、かつ、直接又は間接に、次の条件に該当するときは、その開示は考慮に入れないものとする。

(a) 出願人又はその権原の前主によるもの、又は

(b) 出願人又はその権原の前主に対する明白な濫用の結果であるもの

#### 第4条

発明は、それが農業を含むすべての種類の産業において、作成又は使用することができる場合は、産業上の利用可能性を有するものとみなされる。

#### 第5条

(1) 登録実用新案はその所有者に対し、その存続期間中、その発明の実施に関する排他権及び同人の承諾を得ないで行われる次の行為を禁止する権利を与えるものとする。その発明を製造、使用、販売の申出、販売すること又はその発明を使用、販売若しくは販売の申出をする目的で輸入すること

(2) 所有者はまた、第三者が同人の承諾を得ないで、その実用新案によって保護されている発明を実施する権原を有する者以外の他人に対し、その発明を実施するための手段をルーマニア領域において提供又は申出をすることを禁止する権利も有するものとするが、ただし、それらの手段が発明の主要部に関するものであること、及び当該第三者が、それらの手段が発明の利用に適しており、かつ、それを目的としていることを知っているか、又は、所与の条件下で、知っているべきであることを条件とする。

(3) (2)の規定は一般的市販品に対しては適用しないものとするが、ただし、第三者が(1)にいう排他権を侵害する虞のある行為を誘発しようと企てるときは、この限りでない。

(4) 実用新案の主要部が、所有者以外の他人に属する説明、図面、実験模型、装置又は機器から、同人の承諾を得ないでとられたものである場合は、付与された保護は当該他人に対しては使用することができない。

#### 第6条

(1) 登録実用新案によって付与される権利は、保護製品に関する第5条(1)にいう行為であって、その製品が所有者により又はその承諾を得て、欧州連合加盟国において販売された後に行われるものには及ばない。

(2) 前記規定に拘らず、実用新案によって付与される権利は、保護製品に関する第5条(1)にいう行為であって、その製品が所有者により又はその承諾を得て、欧州連合加盟国外において販売された後に行われるものには及ぶものとする。

#### 第7条

(1) 実用新案の存続期間は、出願日から6年とする。

(2) (実用新案に関する)権利所有者は、(1)にいう存続期間の満了前、1年未満かつ6月超の時期にOSIMに提出する書面による請求に基づいて、実用新案保護についての追加2年間の更新を取得することができる。

(3) 権利所有者は、(2)にいう存続期間の満了前、1年未満かつ6月超の時期にOSIMに提出する書面による請求に基づいて、第2回目、かつ、最終である追加2年間の更新を取得することができる。

(4) 実用新案の存続期間は、出願日から10年の期限を越えないものとする。

(5) 更新手数料は、(1)若しくは、該当する場合は、(2)にいう存続期間の満了日までに、又は、その何れかの期日から6月の期限内に納付義務額の50%の割増手数料を付して、納付することができる。

(6) 実用新案の所有者は、保護期間全体についての維持手数料及び更新手数料を累積して納付することができる。

(7) (2)及び(3)に基づく保護更新に関する通知は、工業所有権公報(以下「BOPI」という)に公告するものとする。

## 第8条

(1) 実用新案に関する権利、実用新案登録を受ける権利、当該登録から生ずる権利は、その全部又は一部を移転することができる。

(2) 実用新案は、担保権又は強制執行措置の対象とすることができる。

## 第9条

(1) 次の事情が生じたときは、実用新案保護は消滅するものとする。

(a) 存続期間の満了

(b) 更新手数料納付の不履行

(c) 登録実用新案の所有者による放棄

(2) (1)に基づく、保護の終了は、次の日の翌日から効力を生ずるものとする。

(a) (1) (a)及び(b)にいう事情においては、実用新案存続期間の満了日

(b) (1) (c)にいう事情においては、所有者による放棄の通知日

(3) (1) (c)に基づく放棄が実用新案の一定部分のみに関するものである場合は、その実用新案は他の部分については効力を持続するものとする。OSIMは放棄を、実用新案の残存部分が引き続き本法の要件を遵守しているか否か、また、その減縮が受理できるものか否かを審査することなく、認知するものとする。

(4) 特許が次の出願に対して付与される場合は、実用新案は、その出願日からの遡及効を有さないものとみなす。

(a) その実用新案出願の優先権を主張している出願、又は

(b) それが実用新案出願に変更されており、かつ、出願人が特許出願の取下についての明示の請求をしていない出願

## 第 II 章 登録手続、公告及び証書の付与

### 第 10 条

- (1) 実用新案出願はルーマニア語で作成されるものとし、また、OSIM に対して紙面又は、出願人の選択において、他の形式によって、及び本法の施行規則に定める送付手段によって、提出されなければならない。
- (2) 出願は次の事項を含んでいなければならない。
  - (a) 出願人を確認するための情報
  - (b) 実用新案による保護を求める願書であって、発明の名称が付されているもの
  - (c) 発明の明細書
  - (d) 1 又は 2 以上のクレーム
  - (e) 明細書又はクレームの中で言及がされている図面
- (3) 実用新案出願は、出願人の身元の確認を可能とさせるための表示を含んでいなければならない。
- (4) 出願人が発明者と同一人物でない場合は、出願人は発明者を指定しなければならない、また、決定がされる前に OSIM に提出する書類によって、同人が実用新案登録を受ける権原を有する者であることを証明しなければならない。
- (5) OSIM におけるすべての手続に関しては、出願人は、実用新案登録を受ける権原を有する者であるとみなされる。
- (6) 実用新案出願は、個々の発明についてしなければならない。
- (7) クレームは、保護を求める主題を明確に定義しなければならない。クレームは簡潔であり、かつ、発明の明細書によって完全に裏付けされていなければならない。
- (8) 出願には、発明の要約を添付しなければならない。要約は、発明についての簡潔な説明を含んでいなければならないが、その説明は、専ら技術的情報のためであり、他の目的、特に保護の範囲を決定する目的では考慮することができない。
- (9) 出願についての補正は、実用新案を登録する旨の決定が行われる日前においては許可されるものとするが、ただし、その補正が出願の主題を超えないことを条件とする。出願の主題を超える補正は、如何なる権利も生じさせることができない。

### 第 11 条

発明は実用新案出願において、当該技術の熟練者がそれを実行できるよう十分に明瞭かつ完全な形で提示されなければならない。

### 第 12 条

- (1) 実用新案出願の出願日は、次のものが OSIM に提出された日である。
  - (a) 実用新案を請求する旨の明示又は黙示の表示
  - (b) 出願人の身元を確認することを可能にする、又は OSIM が出願人と連絡を取ることを可能にする表示
  - (c) 外見上、発明の明細書と思われる部分
- (2) 発明に関するクレーム及び図面も、出願日から 2 月の期限内に提出することができる。
- (3) (1) (a) 及び／又は(c)にいう要件が満たされていない場合は、(1) (b)にいう条件が遵守さ

れた日から2月の期限内に、OSIMは出願人に対し、確認した不備を指示し、その是正を要求する通告をするものとする。

(4) 実用新案出願の出願日は、(3)に基づく通告において確認されている不備を是正する書類がOSIMに提出された日である。

(5) 言及された不備が許可された期限内に是正されない場合、又はその不備が(1)(b)にいう条件に関するものである場合は、出願日は認定されないものとし、また、その実用新案出願は行われたものとはみなされない。

### 第13条

実用新案の出願は、第10条(2)の規定が遵守されていることを条件として、第12条に基づいて認定される正規の国内出願の価値を有するものとする。

### 第14条

(1) 実用新案出願はまた、同一発明を主題とする特許出願から生じさせることができるが、ただし、出願人が次の時期に変更請求を提出することを条件とする。

(a) 特許出願の審査手続中であって、特許を付与する又は特許出願を却下する旨の決定に関する言及を公告するための技術的準備が完了する前

(b) OSIMが、進歩性の欠如を理由とする、特許を取り消す旨の最終かつ取消不能の決定に関する言及を公告した日から3月の期限内

(2) (1)の要件が満たされた場合は、変更から生じた実用新案出願は、同一の出願日、並びに特許出願から生ずる優先権による利益を得るものとする。

(3) (2)にいう変更は、特許出願の出願日から起算する10月の期限の到来後においては、効力を有さないものとする。

(4) 実用新案出願に変更された特許出願に関しては、出願人が特許出願の取下を明示して請求しない限り、審査手続が継続されるものとする。

(5) 1973年10月5日にミュンヘンで採択され、ルーマニアが2002年法律第611号によって加入した「欧州特許の付与に関する条約(欧州特許条約)」であって、その後の改正を伴っているものの第135条に基づく欧州特許出願もまた、本法の施行規則に定める条件に基づいて実用新案出願に変更することができる。

### 第15条

(1) 実用新案の出願人は、登録に関する決定がなされる前に、本法の施行規則に定める条件に基づいて、その実用新案の特許出願への変更を請求することができる。

(2) (1)に基づく変更から生ずる特許出願は、同一の出願日並びに実用新案出願から生ずる優先権による利益を得るものとする。

(3) 実用新案出願の特許出願への変更は、その実用新案出願が第14条の規定に基づく、特許出願の変更から生じたものである場合は、許可されない。

### 第16条

(1) 実用新案出願は単一の発明に関するものでなければならない。

(2) 2又はそれ以上の数の発明を含む実用新案出願は、その出願について決定が行われる前

に、出願人の発意又は OSIM の請求に基づいて分割されるものとする。

(3) 原出願についての決定が行われる前に、出願人が原出願の主題としての単一の発明に関する保護を定義するクレームを提出して出願を分割することを怠ったときは、OSIM は、その出願は取り下げられたものとみなす旨の宣言をするものとする。

## 第 17 条

(1) OSIM は、実用新案出願が次の条件を遵守しているか否かについて審査する。

(a) 発明者の身元に関する第 10 条(3)の規定

(b) 実用新案登録を受ける権利に関する第 10 条(4)の規定

(c) 実用新案出願の内容に関する第 10 条(2)の規定

(d) 第 12 条及び第 13 条に定めた、出願に関する条件

(e) 優先権の承認に関する条件

(f) 出願は単一の発明を含むべき旨の、第 16 条(1)に定める条件

(2) OSIM は、出願の主題である発明が、次の条件を満たしているか否かについて審査する。

(a) 第 1 条(2)又は(4)に基づき、実用新案による保護から排除されていないこと

(b) 第 11 条の規定に従って開示されていること

(3) OSIM は実用新案出願の主題について、新規であること、単なる専門技術の枠を超えていること、産業上利用可能であることの条件が満たされているか否かについて評価するための審査はしない。

## 第 18 条

(1) OSIM は、実用新案登録に関する第 17 条(1)及び(2)に基づく要件を満たしているすべての実用新案出願に関し、出願日から 6 月の期限内に、第 1 条に基づく条件に関して検討した書類に言及した調査報告書を作成する。

(2) 調査報告書については、出願人は、その出願の提出日又は、該当する場合は、出願日から 2 月の期限内に法定手数料の納付証明書を OSIM に提出しなければならない。

(3) 既に OSIM によって調査報告書が作成され、かつ、公開されている特許出願からの変更によって生じた出願については、調査報告書は作成しない。

(4) 調査報告書は、引用文献の写しを添付して出願人に送付されるものとし、それには、出願人に対して、公告手数料、実用新案証発行手数料、及び最初の 6 年の保護期間についての維持手数料に関する納付証明書を 2 月の期限内に提出するよう要求する OSIM の通告が添付される。出願人からの理由を付した請求があったときは、当該期限は 1 回に限り、更に 2 月延長される。

(5) 出願人は、(4)にいう期限内に新たなクレームの一式を提出することにより、そのクレームを補正することができる。そのような場合は、OSIM は追加の調査は行わないものとし、また、調査報告書の変更をしないものとする。

(6) (4)にいう期限内に、法定手数料の納付証明書が OSIM に提出されなかった場合は、その出願は、取り下げられたものとみなす旨が宣言される。

(7) 調査報告書が、第 19 条(8)にいう書類を公告する日に公衆の利用に供されない場合は、調査報告書は、本法の施行規則に定める条件に基づき、後日に公告される。



## 第 19 条

(1) 実用新案出願に関する決定は、OSIM の特許理事会内にある専門の審査委員会により、審査報告を基にして行われる。

(2) 第 17 条(1)及び(2)の条件が遵守されており、かつ、公告手数料、実用新案証発行手数料、保護期間の最初の 6 年間に關する実用新案の効力維持手数料が納付されている場合は、OSIM は実用新案の登録を決定しなければならない。

(3) 出願人からの要求があったときは、実用新案の登録に関する決定は、本法の施行規則に定める条件に基づき、その出願日又は出願の提出日から 18 月の期限を超えない範囲で、延期することができる。

(4) OSIM は、次の事情においては、実用新案の登録を拒絶する旨の決定をしなければならない。

(a) 出願の主題である発明が、第 1 条(2)又は(4)に基づき、実用新案保護から除外されている場合

(b) 実用新案出願が第 10 条(1)及び／若しくは(2)、若しくは(7)の規定、又は第 11 条若しくは第 12 条の規定を遵守していない場合

(c) 出願人が、第 26 条(1)又は、該当する場合は、(2)にいう期限の到来後に国内段階を開始している場合

(d) 発明者と同一人物でない出願人が、第 10 条(4)に規定した期限内に、同人が実用新案登録を受ける権原を有している旨を証明しなかった場合

(5) 実用新案出願は、次の事情においては、取下とみなす旨の宣言がされる。

(a) 発明者に関し、第 10 条(3)及び(4)の規定による指定がされなかった場合

(b) その出願が、国内経路によって提出された又はルーマニアにおける国内段階が開始された後続の出願における優先権主張の基礎とされている場合

(c) 出願人が実用新案出願の出願日から 2 月の期限内に、クレーム及び／又は図面を提出しなかった場合

(d) 実用新案出願が特許出願の変更によって生じたものであって、その変更後に後者に対し、特許を付与する旨の決定がなされた場合

(e) 法定手数料の 1 が、本法において、並びに工業所有権の分野における手数料及びその使用条件に関する 1998 年政令第 41 号のその後の改正を付して再公布されたものにおいて指定されている金額で、かつ期限内に納付されなかった場合

(f) 出願人が、第 16 条(2)に定めている、単一性の要件を欠く実用新案出願の分割をしなかった場合

(6) 実用新案出願の主題である発明は、特別法によって伝達される性質のものであり、公告までは、出願人の承諾を得ないでは開示することができない。OSIM は提出された書類に対し、管轄当局が設定した機密水準を維持するものとする。実用新案登録の公告前に書類の機密が解除されない場合は、OSIM は登録を、情報機密解除の連絡から 1 月の期限内に公告する。

(7) 実用新案を登録する又は登録を拒絶する旨の決定に関する言及は、本法に定める審判請求提出期限の到来から 1 月以内に、本法の施行規則に定める条件に基づいて BOPI に掲載されるものとする。

(8) 実用新案を登録すべき旨の決定に関する言及を公告するときに、明細書、クレーム又は該当する場合は補正されたクレーム、及び図面、並びに、後日に公告されるときを除き、調

査報告書が公告されるものとする。

(9) 何人も OSIM に対し、補正されたクレームに基づく調査報告書の作成を申請することができる。

(10) OSIM は、出願日後に行われた補正は、それが出願の範囲を超えているときは、公告しない。

## 第 20 条

(1) OSIM は、専門の審査委員会の登録の決定に従い、実用新案証を、実用新案に係る明細書、クレーム及び、該当するときは、図面を付して、その所有者に交付するものとする。

(2) 実用新案証の交付日は、登録決定の言及が公告される日とする。

(3) 実用新案証は、第 1 条(1)にいう条件を審査することなく付与される保護権原証書であり、その排他権は、OSIM によって作成された調査報告書を考慮に入れ、所有者の責任において行使されるものとする。

## 第 21 条

(1) OSIM は、国家実用新案出願登録簿及び国家登録実用新案登録簿の受託者である。

(2) (1)にいう国家登録簿への記録、当該登録簿に記入されている情報の謄本又は抄本の発行、並びに記録された情報の公衆による閲覧に関する条件は、本法の施行規則によって設定されるものとする。

## 第 III 章 権利の防御

### 第 22 条

(1) 第 19 条(2)及び(4)に従って行われた決定については、実用新案の出願人又は所有者は、決定の連絡から 2 月以内に、書面により、かつ、有効な理由に基づき、OSIM に対して審判請求をすることができる。

(2) 審判請求は、OSIM の審判部内にある再審査委員会によって処理される。

(3) 再審査委員会は、審判請求の受理又は却下について決定をしなければならず、また、その決定を審判請求人に連絡しなければならない。

### 第 23 条

(1) OSIM に登録された実用新案は、次の事項が確認された場合は、請求に基づき、その存続期間中いつでも取り消すことができる。

(a) 実用新案の主題が、第 1 条(1)に定める条件を満たしていないこと、又は第 1 条(2)若しくは、該当する場合は、(4)に基づく範疇に属していること

(b) 実用新案の主題がその発明を、第 11 条に定めるように、当該技術の熟練者がそれを実行できるように十分に明瞭かつ完全な形で説明してはいないこと

(c) 実用新案の主題が出願時の出願の内容を超えていること

(d) 所有者が実用新案登録を受ける権原を有する者でないこと

(e) 実用新案に対して付与された保護の範囲が拡張されていること

(2) 取消の理由が実用新案の一部のみに関するものである場合は、実用新案はその一部が取り消される。

(3) 取消についての処理は、OSIM の審判部内にある再審査委員会によって行われるものとする。

(4) 再審査委員会による、理由を付した決定が、その決定から 15 日の期限内に当事者に連絡されるものとし、また、その決定については、連絡から 30 日以内にブカレスト司法裁判所に提出する上訴によって上訴することができる。

(5) ブカレスト司法裁判所の決定については、連絡から 15 日以内にブカレスト控訴裁判所に提出する遡求によって上訴することができる。

(6) 取消は、実用新案出願の出願日から効力を有するものとする。

### 第 24 条

(1) 人がその製品又は包装に、その製品が本法に基づく実用新案としての保護を受けている旨の印象を造成することができる標識を添付している場合、又は人が当該標識をその正式通信、その企業若しくは営業用の書類又は発表書類の頭書に使用している場合は、当該人は、利害関係人からの請求を受けたときは、その標識を使用する根拠としている実用新案に関する情報を提供する義務を負うものとする。

(2) 司法裁判所からの請求があったときは、OSIM は司法裁判所に対し、その裁判所が付託された訴訟事件について判断するために必要な文書、書類及び情報を提出しなければならないものとするが、それらの資料は最終的には回収される。裁判所への召喚は、この目的に限って行われる。

(3) 工業所有権の分野における司法裁判所への請願は、裁判所手数料を免除されるものとする。

## 第 IV 章 実用新案による保護を求める国際出願

### 第 25 条

(1) 国際出願であつて、受理官庁において国際出願日の認定を受けており、かつ、ルーマニアを指定国としているものは、同日に OSIM に提出された実用新案出願と同一の効果を有するものとする。

(2) 1970 年 6 月 19 日にワシントンにおける外交会議によって採択され、国家評議会の 1979 年法令第 81 号を通じ、ルーマニアによって批准された特許協力条約の第 24 条(1) (i) 及び(ii) に関する事情においては、国際出願は、ルーマニアにおける効力を有さないものとする。

### 第 26 条

(1) 出願人がその国際出願をルーマニアにおいて継続しようとするときは、同人は、国際出願日から又は優先権が承認されている場合は優先日から 30 月の期限内にルーマニアにおける実用新案の国内段階を開始しなければならない。

(2) (1) の規定は、出願人が正当な理由により前記の 30 月期限の到来から 2 月以内に、国内段階の開始遅延のための手数料を納付して、国内段階を開始した場合にも適用する。

(3) ルーマニアにおいて国内段階に移行するためには、出願人は、実用新案についての国内段階の開始を求める明示又は黙示の請求を含む申請、国際出願に係る明細書、クレーム及び図面の認証されたルーマニア語翻訳文を提出しなければならない。かつ、出願手数料を納付しなければならない。

(4) 国際出願は、国内段階に移行した後、本法及び本法の施行規則に定める手続に従うものとする。

(5) 出願人が(1)又は、該当する場合は、(2)にいう要件を遵守しない場合は、その国際出願は、ルーマニアにおける実用新案出願の効力を有することがなかったものとみなす。

### 第 27 条

出願人であつて、ルーマニアの自然人若しくは法人であるもの、又は、ルーマニアが国家評議会の 1968 年法令第 1177 号により加盟した、工業所有権の保護に関する 1883 年のパリ条約の第 3 条の意味において、ルーマニアに居所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有する自然人又は法人であるものは、受理官庁としての OSIM に国際出願を提出することができる。優先権は、実用新案出願を基にしてか、又は特許出願を基にして主張することができる。

## 第 V 章 経過規定及び最終規定

### 第 28 条

再公布された 1991 年特許法第 64 号の規定であって、次の事項に関するものは、本法の施行規則の規定に従って、実用新案に準用する。

- (a) 定義
- (b) 特許を受ける権利
- (c) 特許出願の提出並びに、優先権及び出願の取下を含め、特許出願の審査
- (d) 特許によって与えられる権利及びそれに対応する義務、並びに先使用の権利
- (e) 権利の移転
- (f) 権利の防御

### 第 29 条

出願日が本法施行日前である特許出願は、第 14 条に基づいて実用新案出願に変更することができない。

### 第 30 条

- (1) 本法は、ルーマニア官報第 I 部におけるその公告日から 90 日以内に施行する。
- (2) (1)にいう期限内に、政府は本法の施行規則を決定によって承認する。

### 第 31 条

本法の施行日に、工業所有権の分野における手数料及びその使用条件に関する 1998 年政令第 41 号であって、その後の改正を付して 2006 年 11 月 29 日のルーマニア官報第 959 号第 I 部において再公布されたものを、次の通り改正する。

- 1. 第 15 条を改正し、その内容を次の通りとする。

「第 15 条 第 2 条の規定は、付表 2 の第 5 項及び第 6 項(a)及び(b)に定める手続には適用しない。」

- 2. 第 16 条を改正し、その内容を次の通りとする。

「第 16 条 実用新案保護の更新手数料は、付表 2 による、効力維持又は年度群に対する手数料と共に納付しなければならない。」

- 3. 付表 2 を改正し、その内容を次の通りとする。

付表 2 実用新案出願及び登録証に関する手数料の金額及び納付期限

Crt. 番号	納付目的	納付期限	金額 (レイ)	金額 (ユーロ)
1	実用新案出願	出願日から 2 月	108	30
	(a) 紙面によるもの			
	(b) 電子的手段によるもの		72	20
2	国内段階の遅い開始	国際出願において主張された優先日から 30 月期限の到来後 2 月	324	90
3	調査報告書の作成及び公告	出願日から 2 月又は第三者による請求日	360	100
4	実用新案出願の特許出願への変更	変更請求の提出日から 2 月	36	10
5	実用新案の公告 (20 頁以下の調査報告書を添付した明細書, クレーム及び図面) 及び実用新案登録証の発行, 並びに実用新案の保護期間の最初の 6 年における効力維持	出願人に対する調査報告書の通知日から 2 月	1, 440	400
	— 追加 1 頁につき			
6	(a) 保護期間第 7 年度—第 8 年度についての保護の更新	保護期間の開始まで	720	200
	(b) 保護期間第 9 年度—第 10 年度についての保護の更新	保護期間の開始まで	1, 080	300